

京都市告示第353号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、
次の者を京都市公金収納受託者として、市税の収納事務を委託します。

令和7年8月26日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

名称	所在地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

市府民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）及び同税目に係る延滞金

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和6年10月1日

4 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託した日

令和7年4月1日

(市税事務所納税室)